平成２２年（フ）第１３５５号
堺市堺区三国ヶ丘御幸通２番地の２　御幸ビル２階
破産者　株式会社リーコム
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
堺市堺区北半町西２番２号
破産者　株式会社キンセイ
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目９番22号
破産者　有限会社未来システム
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
岡山県笠岡市北木島町10392番地の１
破産者　有限会社山下石材
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
香川県高松市国分寺町新居1380番地
破産者　善勝興業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２号
茨城県取手市双葉３丁目19番６号
破産者　開栄工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第８２２号
東京都日野市東平山１丁目７番地の12平山住宅1959
破産者　臼井　米次
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
愛知県一宮市木曽川町門間字郷前71番地の１
破産者　合名会社丸徳製作所
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４８号
滋賀県湖南市中央４丁目80番地２、商業登記簿上の本店所在地滋賀県湖南市中央５丁目71番地の１
破産者　有限会社園田写真スタジオ
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２３号
京都市中京区西ノ京中御門西町41番地２
破産者　有限会社安田設備
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
和歌山県有田市港町603番地
破産者　有限会社昇建土木
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
岡山市南区新保685番地13
破産者　大石　克浩
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０８号
広島県福山市沼隈町大字常石36番地１
破産者　有限会社沼南開発
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０号
香川県丸亀市田村町118番地２
破産者　有限会社Ｋｙｏｒｏ
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６号
愛媛県大洲市菅田町菅田甲896番地
破産者　有限会社明盛工業
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７３８号
さいたま市南区文蔵５丁目３番１―207号
破産者　長江　　薫
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
埼玉県幸手市東４丁目４番24号
破産者　インテリアフタワこと　新井　和夫
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９１号
埼玉県川口市新井町27番20―405号　晃伸ハイツ
破産者　中林　真康
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０９号
札幌市南区常盤３条１丁目３番10―101号
破産者　松岡　　亮
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
徳島市渋野町三ツ岩219番地の３
破産者　粟飯原圭佑
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
福岡県みやま市瀬高町小川1250番地１
破産者　小松　達也
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係